

# カイロプラクティック事業所における 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

2020年10月20日 初版発行

2021年10月17日 第4版改訂

カイロプラクティック制度化推進会議  
一般社団法人 日本徒手療法師会

# 目次

はじめに	1 ページ
第2版改訂にあたり／第3版改訂にあたり	2 ページ
第4版改訂にあたり	3 ページ
カイロプラクティック事業所における感染症対策	
A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針	
1. 「三密」を避ける	4 ページ
2. 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける	5 ページ
3. その他の基本方針	5 ページ
B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策	
1. 事業所店舗における対応	6 ページ
2. 利用者様への対応	9 ページ
3. スタッフの健康管理	11 ページ
4. 検査の更なる活用と徹底	12 ページ
5. 緊急時の対応について	12 ページ
6. 事業所の営業に関するチェックリスト	13 ページ
(別表1) 事業所の営業に関する新型コロナウイルス 感染症対策チェックリスト	14 ページ
おわりに	15 ページ
<b>【参考資料】</b>	16 ページ

## はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市で発生した、新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで世界的な感染拡大を引き起こし、私たちの生活を一変させてしまいました。

日本では、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に発令され、翌週の16日には全都道府県へと対象が拡大しました。その後、全国的な「自粛」と「予防」の努力によって、国内の感染者数は減少へと転じ、5月14日には39県で緊急事態宣言を解除、21日には関西2府1県で解除され、25日の首都圏1都3県と北海道の解除によって、全国すべての緊急事態宣言が解除されるに至りました。

とはいえ、25日の安倍首相の記者会見では、今後また感染拡大に転じた場合「最悪の場合には、残念ながら2度目の緊急事態宣言の可能性もある」との見解が示され、感染防止策を講じつつ社会経済活動を段階的に本格化させるための「新たな日常をつくり上げること」の重要性が示されました。

この度、カイロプラクティック制度化推進会議は、カイロプラクティック事業所における「新たな日常」として、利用者、施術者やスタッフを感染症から守りながら、これまでの営業自粛から通常営業への再開を目指す際に求められる感染症対策をまとめ、ガイドラインとして発表することにしました。

全国のカイロプラクティック事業者の皆様（または、類似した徒手療法事業者の皆様）には、ご高覧の上、政府方針の趣旨・内容を十分に理解された上で、本ガイドラインに示しております「感染症対策のための基礎知識」と「講じるべき感染症対策」を参考に、必要に応じて、個々の事業様態に合わせた創意工夫を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」による、所謂「新しい生活様式」や、公表されている行政機関や専門家会議の資料、他業種の感染症拡大防止対策を参考に作成しましたが、新型コロナウイルスの感染状況は未だ将来的な予想が困難で、第二波の到来による感染の再拡大による対策の厳格化や、逆に更なる緩和が必要となる可能性もありますので、今後も政府の方針に従い、適宜、必要な見直しをおこなう予定としております。

2020年5月31日

カイロプラクティック制度化推進会議  
座長 伊佐 和敏

## 第2版改訂にあたり

2020年11月現在、テレビや新聞では、日々、新型コロナウイルス感染症「第3波」の到来を告げる報道を目にする機会が増えています。実際、厚生労働省の発表によると11月18日には、全国の新規陽性者数が2179人の過去最多を更新し、1日の新規陽性者が初めて2000人を超えました。また、感染経路不明者の増加や、広い年齢層で感染者が発生しているなど、これまでとは異なる感染状況が指摘されていますので、カイロプラクティック事業所においても、感染状況の変化に対応すると共に、最新情報に基づいた有効な感染症対策を講じていただきたく、本ガイドラインを改訂することになりました。

本ガイドラインの改訂にあたり『カイロプラクティック制度化推進会議』からのお誘いにより、私ども『一般社団法人 日本徒手療法師会』も編集に参加させていただき、僭越ながら第2版より、連名による発行とさせていただくことになりました。

私どもの参加によって、本ガイドラインがカイロプラクティック事業所だけでなく、徒手療法全般の事業所における新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただけるよう期待しております。

2020年11月30日

一般社団法人 日本徒手療法師会  
代表理事 天野 美苗

## 第3版改訂にあたり

第2版改訂後、様々な要因によって新規感染者数は増加傾向を続け、1月6日には、全国の1日の新規陽性者数が5946人（厚生労働省発表）となり初めて5000人を超え、翌1月7日には7000人の新規感染者数を超えました。政府は、2度目の緊急事態宣言を発出し、感染拡大の防止への協力を呼び掛けました。

この現状に対し、当推進会議では、行政ならびに業界からの意見を聴取し、事業所における直接的な感染症対策の視点で記載を見直すことで、より多くの事業所にて本ガイドラインを活用いただけるよう、3度目の改訂をおこないました。

本ガイドラインを、皆様の事業所での新型コロナウイルス感染症対策の指針として、役立てていただけることを切に望みます。

なお、本ガイドラインで使用しております「利用者」の表現につきましては、当会議での協議にて「利用者」で統一する決議となりましたが、業界の現状は、「お客様」「来院者」「施術依頼者」「クライアント」など様々な表現が使用されています。本ガイドラインの利用にあたっては、個々に適切な表現に読み替えていただきますようお願いいたします。

2021年1月10日

カイロプラクティック制度化推進会議  
事務局長 山田 雄次

## 第4版改訂にあたり

第3版改訂後、予てからの念願であった、内閣府の新型コロナウイルス感染症対策ホームページの「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」への掲載が叶い、本ガイドラインをより多くの業界事業者にも認知いただき、更に利用していただくことで、事業者と利用者が共に安心できる感染対策を簡潔に提示することができたと自負しております。まずは、省庁間での調整にご苦労いただきました行政担当の方々と、監修いただいた星 且二 先生、本ガイドライン編纂にご協力いただきました業界関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、TOKYO2020（オリンピック・パラリンピック）が盛況のうちに閉会し、日本の選手たちは素晴らしい成績を残されました。一方、新型コロナウイルスは変異株が発生しており、現在国内では、従来よりも感染力が強い「デルタ株」の拡大によって、感染対策の新たなエビデンスが示されていますので、本ガイドラインにおいても、最新のエビデンスを踏まえた最新の感染症対策に対応する改訂をおこないました。

業界事業者の皆様には、本ガイドラインを十分に活動いただくことで、事業所における感染症対策の遵守徹底に向けた取り組み強化を図っていただきますようお願いいたします。

2021年9月10日

カイロプラクティック制度化推進会議  
事務局長 山田 雄次

# カイロプラクティック事業所における感染症対策

カイロプラクティック事業所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」に記された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」に沿って、以下の通り実施を求める。また、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を検討し、事業所毎に有効な感染症対策を講ずる。

## A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

カイロプラクティック事業所における感染症対策の目的は「事業所内でのウイルス感染の防止」であり、有効な対策は「事業所における接触感染の防止（手洗い・消毒）、飛沫感染の防止（正しいマスク着用と咳エチケット）、マイクロ飛沫感染の防止（換気）の徹底」であろう。

これを実現するための基本方針を、新型コロナウイルス感染症の基礎知識を踏まえた上で、以下にまとめる。

### 1. 「三密」を避ける

三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

#### ① 「密集場所」を避ける

- 事業所内で、利用者同士が近接しないよう予約時間や予約人数を調整する。
- 接客は最少人数のスタッフで対応し、事業所運営も最少人数のスタッフで対応する。
- 人との間隔（スタッフ、利用者）はソーシャルディスタンス（できるだけ2mを目安に最低1mを確保する）を保つ。

#### ② 「密閉空間」を避ける

- 事業所内は施術室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間であるため、窓やドアの開放など（1時間に2回以上、1回に5分間以上）でこまめな換気をおこなう。
- 換気の際には、スムーズに空気が入れ替わるよう窓やドアを開放し、2方向に換気・吸気ができるようするなどして、十分な換気量を確保する。
- 空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機等の設備を使用する。
- 可能であれば常時運転可能な換気装置を設置する。
- ※ 寒冷な場面においても、換気装置または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

#### ③ 「密接場面」を避ける

- 事業所内は、利用者の皮膚に直接接触する様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは皮膚から直接感染するわけではないが、飛沫等で汚染する可能性があるため、器具や用具の消毒を徹底する。
- 可能であれば、器具や用具は使い捨てのものに変更する。
- 事業所スタッフと利用者の飛沫が、お互いに直接接触しない工夫を最大限おこなう。具体的には、スタッフ・利用者双方のマスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合は、フェイスガード等の着用を検討する。
- 施術前後の手洗いを徹底し、施術内容によっては手袋などの装着も検討する。
- 利用者の飛沫が触れたと考えられる用具等を片付ける際には、手袋を装着することが望ましい。また、手袋を外した後でも手洗い・手指衛生を徹底する。

## 2. 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける

以下の「5つの場面」のうち、カイロプラクティック事業所での対策は（場面3）と（場面5）に限られるが、事業所外での活動やスタッフの私生活には全ての場面が想定されるため、感染防止の徹底として感染リスクが高まる「5つの場面」をできる限り避けるよう常に心掛けておく。

※ 感染リスクが高まる「5つの場面」 <https://corona.go.jp/proposal/>

### （場面1）飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。

### （場面2）大人数や長時間におよぶ飲食

長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。また、大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

### （場面3）マスクなしでの会話

マスクなしに近距離で会話をするこゝで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

### （場面4）狭い空間での共同生活

狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

### （場面5）居場所の切り替わり

仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

## 3. その他の基本方針

### ① 正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底

- デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底を図る。
- マスクを持参していない利用者やスタッフには、マスクを配布もしくは販売する。
- 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。
- 正しいマスクの付け方は、厚生労働省 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）内のビデオを参照する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

### ② 大きな声を出さないことの徹底

- デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。

- 室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨をスタッフに周知する。
  - 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされるところであり、事業所ではBGMの音量を上げすぎることがないように留意する。
- ③ 手洗い・手指消毒の徹底
- デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ④ 消毒の徹底
- 事業所内共用部（出入口、待合室、施術室、休憩スペース、控室等）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、機材・備品等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。
- ⑤ 換気の徹底
- デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
  - 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
  - また、換気に加えて、CO<sup>2</sup>測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO<sup>2</sup>測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置することが望ましい。
  - HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ※ なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

## B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策

カイロプラクティック事業所の営業に関して、具体的な感染症対策を以下にまとめる。

### 1. 事業所店舗における対応

事業所店舗における基本的な感染症対策は以下のとおりとするが、デルタ株等の変異株の拡大等を踏まえた接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた具体的な感染防止策を講じられるよう、事業所店舗によっては必要なルールを追加して補完すること。

- ① 事業所店舗入口
- 手指消毒剤を配置し、入店時の消毒の徹底を促す。
  - 玄関の床面、下駄箱などを清掃し、ドア等の不特定多数が触れる箇所を消毒する。
  - 利用者が触れる箇所は、利用者来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒する。
  - 入口前に「ご利用者様への注意喚起」（10ページの参考例を参照）を掲示し、事業所内での感染症対策への理解と協力を求める。
- ② 利用者の来店時
- 来店されるすべての利用者にマスクを着用いただき、正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底（品質の確かな、できれば不織布を着用）への協力をお願いする。やむを得ない事情の場合はフェイスガード等の着用を検討する。



- 来店されるすべての利用者に「ご利用者様への注意喚起」の資料を基に確認をおこなう。
- 来店された利用者の体温を体温計などで確認する。
- 「ご利用者様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえ、お帰りいただくよう徹底する。
- 高齢の利用者については、より慎重で徹底した対応をおこなう。

### ③ 事業所店舗内

- 事業所店舗での感染症対策や注意事項をポスターなどで掲示し、利用者への周知に努める。
- 利用者同士の感染を防ぐため、待合の椅子の配置などでソーシャルディスタンス（できるだけ2mを目安に最低1mを確保する）を確保するよう工夫する。
- 複数の利用者が出入りする場所や各コーナーの清掃、消毒を通常以上に徹底する。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所は利用者のご来店毎に消毒を実施する。
- 清掃時には使い捨て手袋を着用する。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録を設置し、保存を徹底する。
- 接客時及びヒアリング時には利用者とは対面で座らず、ソーシャルディスタンス（できるだけ2mを目安に最低1mを確保する）の確保を心がけるとともに、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう努める。
- 従業員・利用者双方のマスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合はフェイスガード等の着用を検討する。
- トイレ内に、蓋をしてからトイレを流すよう注意書きを掲示する。
- トイレや手洗い設備の水道など、不特定多数が触れる箇所について、利用者毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒をおこなう。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- 共通のタオルは禁止、ハンドドライヤーはメンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には使用を可とする。
- カップやグラス等、直接、利用者の手や口が触れるものは、特に洗浄・消毒を徹底する。もしくは、使い捨てのものを使用する。
- 清掃用具の消毒、管理を徹底し、雑巾は使い分けるなどして衛生的な工夫をする。
- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをおこなう。

### ④ 施術に関わる器具、用具、備品類

- 施術用ベッド、施術者用椅子、補助用具、施術機器等は、使用の都度消毒する。
- 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- 利用者の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法（化学的及び物理的消毒法）で、利用者毎に消毒済みの物と交換をおこなう。
- まくら当て、シーツは極力使い捨ての紙製品とし、利用者毎に取り替える。
- 利用者用の施術着は使い捨ての紙製品の使用を検討する。
- その他利用者に接するリネン類は、利用者毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯をおこなう。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒をおこなう。また、利用者毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管（文字の色を変えるなど誰が見ても一目でわかるように表示するなど）する。

- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する。
- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをおこなう。
- 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを明確に区別し、それぞれ一定の容器に収める。

#### ⑤ 施術者

- 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒をおこなう。手指消毒は、よりこまめにするのを心がける。
- マスクを正しく装着し、装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
- マスクを装着していても利用者と近づき過ぎないように配慮する。
- マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒をおこなう。
- 施術作業中は、清潔なユニフォームを着用する。消毒、洗濯を最低でも毎日おこなうこととし、万一、利用者の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替える。
- 必要に応じて、眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用して、目への飛沫の侵入を防ぐ。
- 利用者毎に手洗いを徹底する。利用者の使用したタオルやリネンの除去の際にはゴム手袋等を使用する。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施する。
- 感染症の疑いのある利用者を接客した場合は、以後他の利用者の施術はしないで直ちに事業所の管理責任者に報告し指示を仰ぐ。また、速やかに施術所内の消毒及びユニフォーム等の交換等の措置をおこなう。

#### ⑥ 事業所店舗内の換気

- 利用者毎、または1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、窓やドアを開けて事業所店舗全体の空気を入れ換える。
  - 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気量を確保する。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備える。
  - 施術室及び施術室に準ずる部屋は、利用者毎に換気をおこなう。
  - 換気に加え、CO<sup>2</sup>測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）、HEPAフィルタ式空気清浄機及びサーキュレーターの補助的活用を検討する。
- ※ 寒冷な場面においても、換気装置または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

#### ⑦ レジ及び金銭授受

- 対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒をおこなう。
- 利用者の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく。
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ・ペン等も使用毎に消毒をおこなう。
- 利用者との直接的な接触を避けるため、現金やクレジットカードはキャッシュトレイに置いて授受をおこない、電子マネーやキャッシュレス決済を奨励する。

#### ⑧ その他高頻度接触部位の消毒

- タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒をおこなう。
- 事業所内エリアおよびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌をおこなう。

⑨ スタッフの休憩スペースや控室等

- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、常時換気に努める。
  - 一度に休憩する人数を減らし、お互いにソーシャルディスタンスの確保を心がける。また、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気をつける。
  - 飲食時等マスクを着用していない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底する。
  - 食事休憩時は互いに、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置を回避する。また、休憩スペースへの人数制限や利用時間をずらす工夫をおこなう。
  - 入室前と退室後には手洗いまたは手指消毒をおこなう。
- ※ 特に、仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもあり、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されているので、注意すること。

⑩ その他

- 人と人が対面する場所（対面の販売所・カウンターなど）では、アクリル板や透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。
- 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- 事業所におけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。
- 清潔を保つため、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

## 2. 利用者への対応

利用者へ来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時は来店を控えて頂くなど、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。また、利用に関して利用者に連絡ができるよう、事前予約制とすることが望ましい。

「三密」「5つの場面」の回避や「新しい生活様式」の徹底などについて利用者に積極的に説明し、理解いただけるよう努める。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを利用する。

① 正しい情報の確認

利用者へ情報提供をおこなう目的として、正しい知識の普及が利用者を守り、事業所スタッフを守り、地域を守ることに繋がることを常に意識する。提供する情報は精査し、ファクトチェック（真偽の検証）により事実に基づいた情報であることを確認し、個人の意見や見解などで、根拠が示されていない情報を拡大させてはならない。

- 感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要となる。各地区の感染の現状には、以下の厚生労働省サイト、あるいは地元自治体の情報を参照する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html)

- 国内の感染状況は以下厚生労働サイトでこまめに確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

なお、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については、常に変化しているので、以下の外務省サイトを参照し、最新の情報の把握に務める。

● 外務省海外安全情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>

● 各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)

② 店舗における注意喚起

店舗における利用者への注意喚起については、各事業所の立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮したうえで、それぞれに適切な注意喚起をおこなう。

「ご利用者様への注意喚起」の例を提示するので、以下を参考に、各店舗での実施を求める。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当店舗では消毒などの対策を徹底しておりますが、ご利用者様にもご協力をお願いしております。  
ご来店の際には、以下についてご理解・厳守いただき、必ずマスク着用にてご来店いただきますようお願い申し上げます。

次の項目のいずれかに該当するご利用者様は、ご来店をお控えください。  
気になる点がございましたら、まずは電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方
- 強い味覚・嗅覚障害がある方
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があります。

カイロプラクティック事業所（または徒手療法事業所）来店の可否について主治医にご相談の上ご来店ください。

地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際には、乳幼児・児童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

③ 接客・ヒアリング時の注意点

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染地域や感染者とその家族に対して不当な差別や誹謗中傷が蔓延しているため、ご自身の健康状態に不安があっても正直に話してもらえない可能性が予想される。

利用者対応の際には、話しやすい関係性や雰囲気醸成に努めるなどして、正確な情報を提供いただけるように、しっかりとヒアリングをおこなう。

④ 事業所の利用者の中から感染者が発生した場合の情報開示

感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用者への連絡先等を事前に確認する。

連絡の範囲・内容等については、保健所等の行政機関の指示に従うことを利用者に周知し理解を得る。感染した本人以外の利用者に関する情報も、保健所等の要請により行政に報告する場合があることについても、あらかじめお伝えしておくこと。なおその他の目的には使用しない旨も同時にお伝えする。

⑤ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入の説明

厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入について説明する。

- COCOAのダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録をおこない、その旨を利用者に説明する。
- COCOAを機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを利用者に推奨する。
- 携帯電話の使用を控える場面では、COCOAを機能させるため「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。
- 利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を周知する。

### 3. スタッフの健康管理

利用者とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底する。万一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いをしてはならない。

① スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底する

- 熱がある場合は即刻出勤停止とする。
- 出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。

② 本人に以下の症状及び感染者との濃厚接触等があることが判明した場合

- ◇ 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
- ◇ 熱がある。
- ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- ◇ 咳、痰、または胸部に不快感がある。
- ◇ 強い味覚・嗅覚障害がある。
- ◇ その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。
- 即刻出勤停止とする。
- 他のスタッフ、および利用者との接触について正確な実態を把握する。
- 「保健所」「受診・相談センター」やかかりつけ医などに適切に連絡し、指示を仰ぐ。
- 個人情報の保護に充分留意し対応する。
- ※ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」「受診・相談センター」の連絡先をスタッフに周知しておくこと。

③ スタッフの移動に関する感染防止対策

- 車輦での移動の場合も正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする対策に留意する。
- 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- 出張は、やむを得ない範囲にて実施する。
- 事業所の所在地域及びスタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する。
- 新型コロナウイルスに限らず、以下厚生労働省「感染症の範囲及び類型について」に記載されている各種感染症への感染が疑われる場合も施術に従事しない。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>



#### ④ その他

感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

事業所スタッフとして、感染防止に積極的に取り組み、常日頃（車輦内部や共同生活空間でも）から、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図るよう指導する。

### 4. 検査の更なる活用と徹底

#### ① 事業所における検査の更なる活用・徹底を図る。

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する事業所内ルールを徹底する。
- 出勤後に少しでも体調が悪いスタッフが見出された場合やスタッフが発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、そのスタッフに対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上で「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- 抗原簡易キットの購入にあたっては、次の3項目が必要。
  - ◇ 連携医療機関を定めること
  - ◇ 検体採取に関する注意点を理解した者の管理下での自己検体採取をすること
  - ◇ 国が承認した抗原簡易キットを用いること
- これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>  
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>  
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、スタッフ同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い事業所環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

#### ② ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

### 5. 緊急時の対応について

利用者に関する感染情報に接した場合の対処を徹底する。

#### ① 保健所への報告

- 利用者に関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示をおこなう。
- 保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合があるため、自分の事業所所在地の所轄保健所の確認をしておく。
- 感染防止のため関係各所への報告をおこなうが、利用者のプライバシー及び個人情報の保護も重要であるため、各事業所で情報公開ポリシーを定めて開示しておき、あらかじめ利用者にご理解いただいております。
- 万一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来店されたすべての利用者の名簿を適正に管理する。

- ② 保健所の指示に従った上で早い段階で休業を決定し、関係者への周知を図る。
- ③ 感染者利用などの判明により同時時間帯に来店していた利用者への連絡、あるいは逆のケースとして利用者から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースが考えられることから、現場負担が多大であることの想定と、発生した場合の対応の事前検証が望ましい。
- ④ 行政から関連者リストの提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など具体化しておくことが望ましい。また、行政に提供される情報と提供されない情報について、利用者にご理解いただいていることが望ましい。
- ⑤ 休業期間については、所管保健所との意思疎通に留意する。

## 6. 事業所の営業に関するチェックリスト

本ガイドラインに基づいた、事業所の営業に関するチェックリスト（別表）を参考にし、日々チェックをおこなう。

なお、感染者が発生した際には、必要に応じて日常の管理資料として保健所等の行政機関へ提供できるよう保管しておくことよい。

(別表)

## 事業所の営業に関する 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

番号	項目	確認（該当に○）	
		はい	いいえ
1	スタッフ全員の体温（37.5度以上のものが居ないか）、体調（風邪症状や体調不良の有無等）を確認している。		
2	スタッフ全員の正しいマスクの着用及び咳エチケットの徹底（品質の確かな、できれば不織布を着用）を確認している。		
3	消毒液を必要な個所に設置している。		
4	受付に、体温計を設置している。		
5	受付に、利用者用の予備のマスク（品質の確かな、できれば不織布）を設置し、正しいマスクの着用及び咳エチケットの案内をしている。		
6	入口に、「ご利用者様への注意喚起」を掲示している。		
7	玄関の清掃をおこない、下駄箱やドア等、利用者の手が触れる箇所の消毒をおこなう。		
8	受付の清掃をおこない、感染予防策（遮蔽物の設置等）を確認、消毒をおこなう。		
9	待合の清掃をおこない、利用者の手が触れる箇所の消毒をおこなう。		
10	待合の椅子は、ソーシャルディスタンスが守られる配置になっている。		
11	施術室の清掃をおこない、施術ベッド、椅子、機器等の消毒をおこなう。		
12	施術室に施術に伴い生じるゴミや汚れた物を捨てる、蓋付きの容器を設置している。		
13	トイレの清掃をおこない、便器や手洗いの水道を消毒し、注意書きを確認する。		
14	トイレの手洗いに、ペーパータオル（または個人用タオル）を設置している。または、ハンドドライヤー設置の場合は適切な清掃方法で定期的に清掃されている。		
15	人がよく触れる箇所（ドアノブ等）について、拭き取り・消毒をおこなう。		
16	鼻水や唾液などが付いたゴミを捨てる、蓋付きの容器を必要な個所に設置している。		
17	こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上）または、常時換気の徹底についてスタッフに周知、徹底している。		
18	利用者から、発熱、体調不良の連絡がないことを確認している。		
19	利用者の連絡先を把握し、もしもの場合の情報提供の了解を得ている。		
20	スタッフに、消毒と手洗いの重要性について周知し、徹底を求めている。		
21	スタッフに、三密や5つの場面の回避の重要性について周知し、徹底を求めている。		
22	スタッフに、鼻水や唾液などが付いたゴミの取り扱いを周知し、徹底を求めている。		
23	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）に関する表記やQRコード、各地域で取り組まれている通知サービスの活用を、スタッフや利用者へ周知している。		
24	スタッフ全員に、事業所内研修等を実施している。		



## おわりに

カイロプラクティック事業所は、施術において直接的に利用者と接触するため、感染症リスクが高いように誤解されがちですが、それどころか、ほとんどの事業所が予約制であるため、不特定多数が来店する他業種に比べて、有効な感染症対策が講じ易く、本ガイドラインに準じて対策を講じていただければ、感染症リスクはかなり低いと言えるでしょう。

とは言え、どれだけ対策を講じても、感染症が発生する可能性は残ります。それは、どのような職種でも同じです。重要なことは、万一感染症が発生した場合にも、適切な対応と情報公開によって最小限の被害で封じ込めることです。各事業所単位で、日頃から準備を整えておいてください。

また、私たち事業者が取り組む感染症対策は「感染させない」ためのものですが、それとは別に、利用者や事業所スタッフには、様々な感染症や病気に打ち勝つための免疫力を高める日々の努力に取り組んでいただきたいです。

本ガイドラインの発行に際して、監修の星旦二先生より「万が一感染しても発病しないための対応は、人に備わっている免疫機能を発揮することであり、バランスの取れた栄養摂取と共に、お腹を冷やさないで腸内細菌の活性化を図ることや深い睡眠を確保することが大切である。さらに、発病したとしても重症化せずにかつ死亡に至らせないための取り組みも不可欠であることにも配慮していただきたい。」とのコメントをいただいています。

星先生のご指摘の通り「発病させない」「重症化させない」対策によって、万一ウイルスに感染してしまったとしても、多くの人が重症化することなく回復できるなら、それほど恐れることなく通常の社会生活に戻ることができます。これら全ての対策が、今後の社会生活には重要で必要不可欠なものになるでしょう。

最後に、カイロプラクティック制度化推進会議は、本ガイドラインが、カイロプラクティックに限らず、徒手療法全般の事業所での感染症対策に役立つことを望みます。私たちは、人の健康に携わる業種であり、自ら率先して感染症対策に取り組む責任を、利用者や社会に対して負っています。

業界として、利用者と事業所スタッフの健康を守るためにも、各自が自覚と責任感を持って、本ガイドラインを参考に、感染症対策に沿って適切な衛生管理を励行し、万全の体制での運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

2020年10月20日

カイロプラクティック制度化推進会議  
事務局長 山田 雄次

監修：星 旦二 先生／公衆衛生学・医師  
東京都立大学 名誉教授

## 【参考資料】

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

東京都 事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン  
～「新しい日常」の定着に向けて～

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012758.html>

日本医師会 新型コロナウイルス感染症 外来診療ガイド

[https://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/shinryoguide\\_ver2.pdf](https://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf)

日本鍼灸師会 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

[https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507\\_guideline.pdf](https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507_guideline.pdf)

日本エステティック機構 日本エステティック振興協議会  
エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

<https://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/3120200601.pdf>

日本リラクゼーション業協会 リラクゼーションスペース（店舗）における  
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン

[https://www.relaxation-net.jp/wordpress/wp-content/uploads/COVID\\_guidelines\\_2.0.pdf](https://www.relaxation-net.jp/wordpress/wp-content/uploads/COVID_guidelines_2.0.pdf)

カイロプラクティック制度化推進会議 業界自主規制

<http://clpc.jp/self%20regulation.pdf>